

議会議案第 8 号

鎌倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年12月 5 日提出

提出者 鎌倉市議会議会運営委員長

久 坂 くにえ

(提案理由)

常任委員会の所管事項に関する規定について、必要な整備を行うため、鎌倉市議会会議規則第 15 条第 2 項の規定により提出するものである。

鎌倉市議会委員会条例の一部を改正する条例

鎌倉市議会委員会条例（昭和 27 年 9 月条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「及び消防本部」を「、消防本部、選挙管理委員会及び監査委員」に改め、「その他」を削り、同条第 3 号中「及び環境部」を「、環境部及び農業委員会」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。